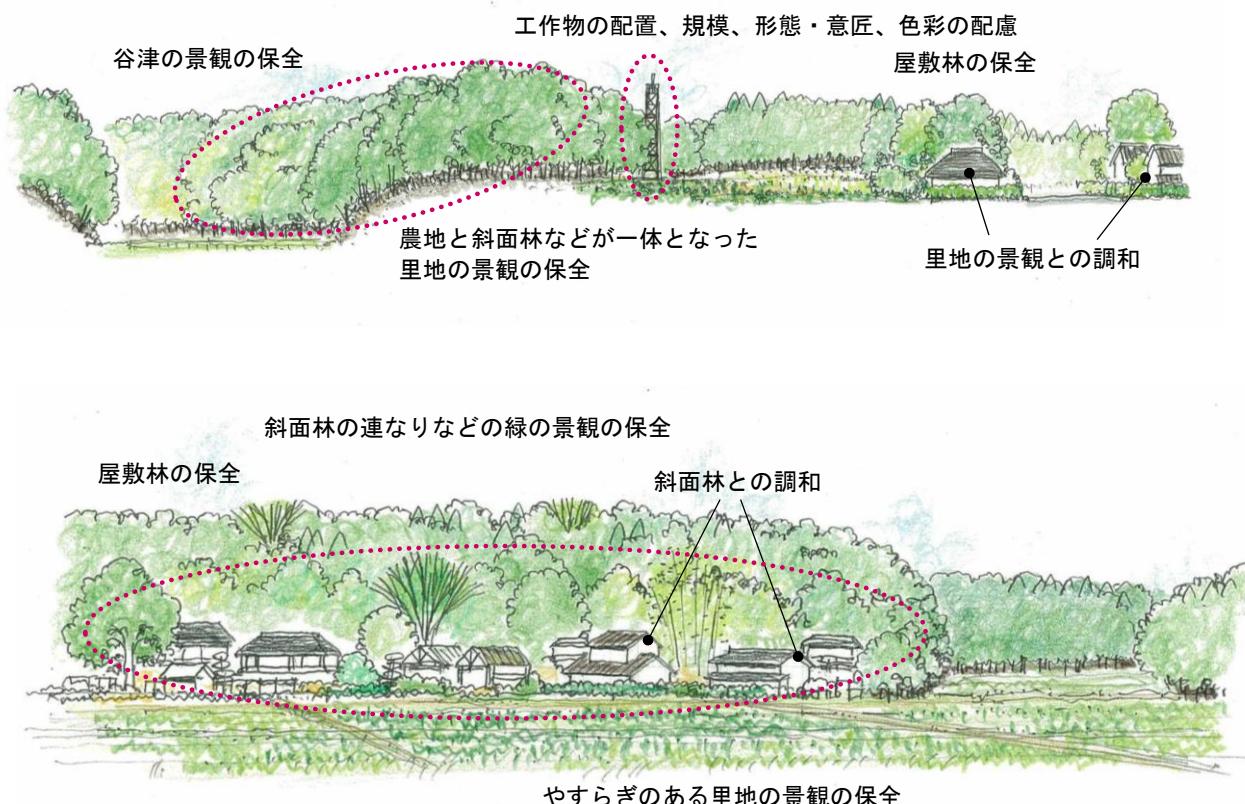


景観形成方針と基準（里地景観ゾーン）－成田市景観計画－

※この冊子は、景観計画に定める方針・基準等のうち、里地景観ゾーンのものについて抜粋したものです。

1. 景観形成方針

景観形成方針
<ul style="list-style-type: none"> 地域の特徴的な里地や印旛沼をはじめとする水辺などの良好な景観を望むことができる場所では、そこからの眺めを大切にし、阻害しないよう努めます。 やすらぎのある里地景観の保全を目指し、農地や屋敷林、谷津、斜面林の連なりなどの緑の景観の保全を図ります。 山林や空地などは、周辺との調和に配慮した適正な維持管理に努めます。 歴史・文化的資源や慣習行事など地域の伝統を活かした景観の形成を図ります。 大規模な建築行為などは、航空機からの眺めに配慮します。



【参考】景観ゾーンの区域

景観ゾーン・景観拠点・景観軸		運用上の区域
景観ゾーン	里地景観ゾーン	市街化調整区域・用途地域指定されていない都市計画区域
	住宅市街地景観ゾーン	住居系用途地域（一部工業系用途地域）
	商業地景観ゾーン	商業系用途地域
	工業地景観ゾーン	工業系用途地域（工業団地）
	成田国際空港周辺景観ゾーン	成田国際空港の区域と周辺
景観拠点	歴史景観拠点	歴史・文化資源周辺の区域
	駅周辺景観拠点	駅周辺の区域
景観軸	沿道沿線景観軸	幹線道路及び軌道敷から両側 25m以内の区域
	河川景観軸	河川区域

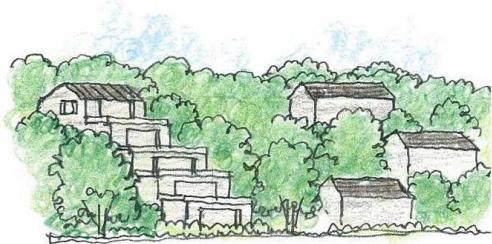
2. 景観形成基準

(1) 建築物の建築等

景観形成基準

■配置・規模

- ・計画地周辺の樹林等の縁や建築物との連続性が感じられる配置・規模とする。
- ・現況の地形や既存の樹林等を活かした配置とし、大規模な地形の改変を控える。
- ・大規模な施設は、周辺景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。
- ・長大な擁壁・法面を生じない造成や緑化等により、周辺になじむよう工夫する。



長大な法面や擁壁を生じず、地形になじませた配置や分散させた配置とする

■形態・意匠

- ・外壁面は、長大とならないよう壁面を分割・分節するなど工夫する。
- ・屋外階段、建築物に付帯する設備類は、建築物本体との一体的な形態・意匠となるよう工夫する。
- ・光沢のある素材や反射する素材などの著しく突出する素材の使用を控える。
- ・外壁または屋根の色彩は、色彩基準の一覧表（P7）の範囲内とする。



外壁面は、長大とならないよう壁面を分割・分節する

■外構、付属施設等

- ・敷地の道路際は、周辺になじむよう緑化を工夫する。
- ・駐車場・ゴミ置き場等の付属施設は、景観の向上に資するよう、周辺と調和する配置や緑化、遮へい措置等を工夫する。
- ・擁壁、塀、柵等を設置する場合は、工作物の基準（P4）に準ずる。



駐車場の周囲を緑化する

景観形成基準

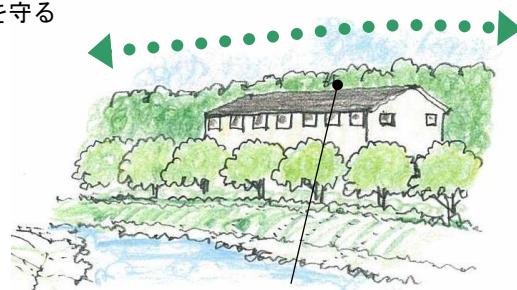
里地景観ゾーン

- 高さ 13mを超える建築物は、地域の自然構造を踏まえ、背景となる斜面林等の周辺の樹林の高さからできる限り突出しない配置・規模を工夫する。
- 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を断ち切らないようにする。

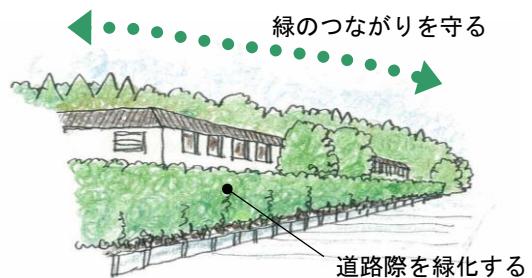
背景となる斜面林等の樹林の高さから突出しない
高さとし、緑のつながりを守る



周辺の緑の景観を大きく遮らない
配置・規模とする



既存の樹林等を伐採した場合でも、周辺
の緑の景観を断ち切らないようにする



道路際を緑化する

- 敷地の道路側は、周辺の樹林等の緑の連続性を維持するよう生垣等により緑化を図る。

個別基準

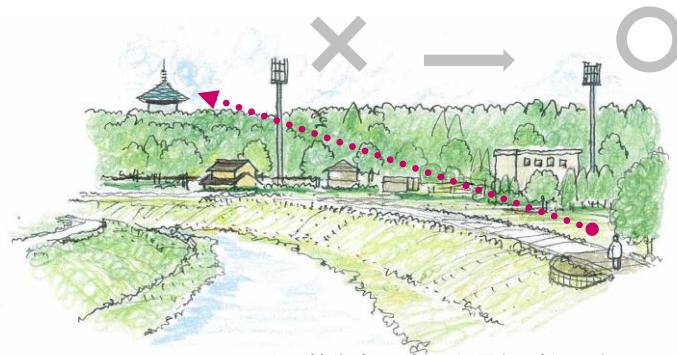
(2)工作物の建設等

①鉄塔、製造施設等

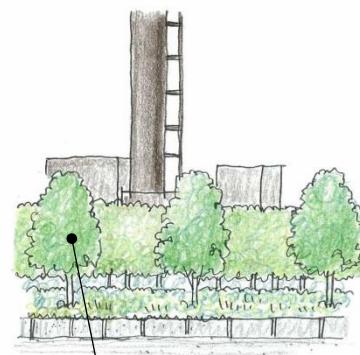
景観形成基準

- 地域の特徴ある良好な景観が得られる視点では、そこからの眺めをできる限り阻害しない配置・規模とする。
- 大規模な工作物は、周辺の景観に配慮し、地域の景観構造を変えない配置とする。
- 長大な擁壁・法面を生じないよう、造成形態や緑化等を工夫する。
- 圧迫感や違和感を与えない形態・意匠とする。
- 工作物の周囲や敷地の周囲は、周辺の緑との連続性を工夫する。
- 色彩は、色彩基準の一覧表（P7）の範囲内とする。

共通基準



地域の特徴ある良好な景観が得られる
視点からの眺めを阻害しない配置とする



工作物の周囲を緑化する

景観形成基準

里地景観ゾーン

- 斜面林等の樹林とのつながりを阻害しない配置・規模とする。
- 造成により既存の樹林等を伐採する場合は、周辺の緑の景観を大きく遮らない配置・規模とする。

背景となる斜面林等の樹林の高さから突出しない
高さとし、緑のつながりを守る



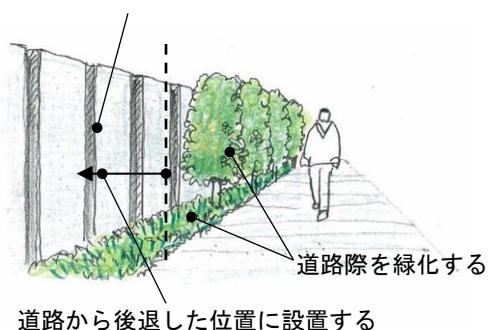
個別基準

②擁壁、塀、柵等

景観形成基準

- 圧迫感を与えないように、道路からできる限り後退した位置に設置するなどの工夫を行う。
- 表情をつけるため、面を分割したり、テクスチャー（凹凸による陰影）をつけるなどの表面処理を行う。
- 周辺となじませるために、緑化を工夫する。工作物の色彩は、色彩基準の一覧表（P7）の範囲内とする。

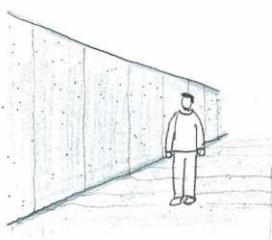
凹凸による陰影をつくる



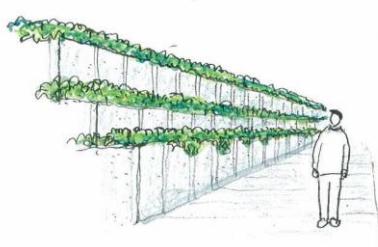
共通基準



垂直の擁壁を避ける



分節して緑と組み合わせる

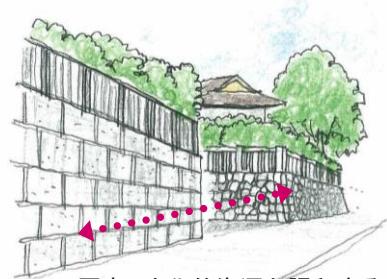


個別基準

里地景観ゾーン・歴史景観拠点

- 自然素材や、地域に古くから使われてきた形態・意匠、素材及び色彩を取り入れ、歴史・文化的資源や周辺との調和を図る。

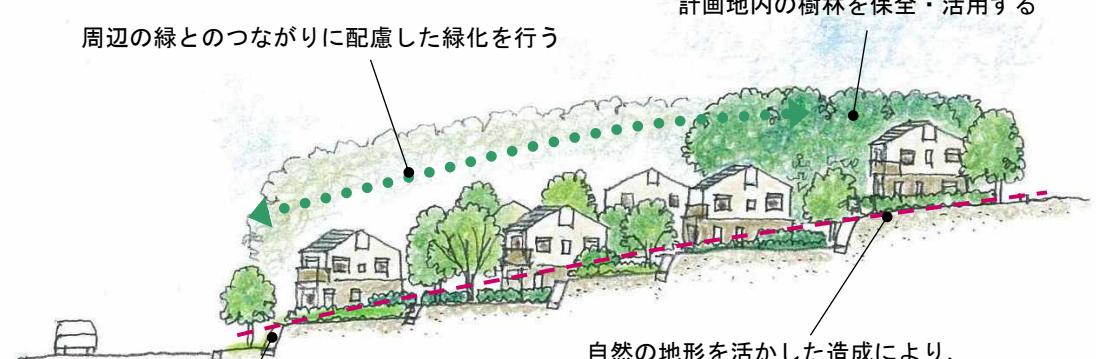
歴史・文化的資源と調和する形態・意匠、素材及び色彩とする



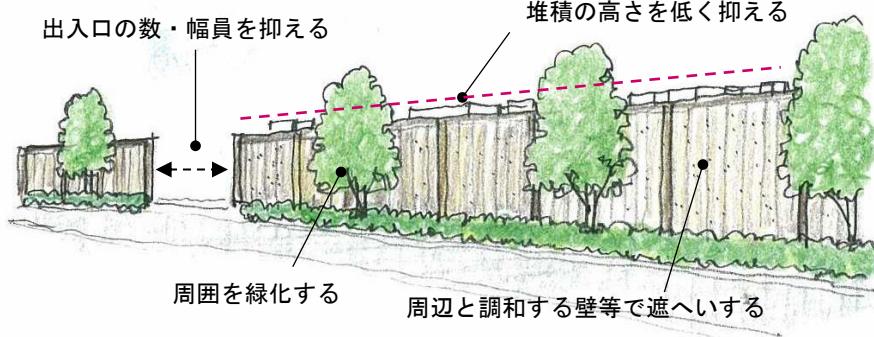
③地上に設置する太陽光発電設備

景観形成基準	
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特徴のある良好な景観が得られる視点では、そこからの眺めをできる限り阻害しない配置・規模とする。 圧迫感を与えないように、道路からできる限り後退した位置に設置するなどの工夫を行う。 道路側は、周辺となじむよう緑化を工夫する。 太陽光発電設備のパネルは、景観に配慮したできるだけ目立たない色彩を採用し、周囲の景観との調和を図るよう努める。 <p>配慮されていない状態</p> <p>後退した位置に設置する</p> <p>植栽で目隠しする</p> <p>配慮された状態</p>
個別基準	<p>里地景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備の設置に伴い樹林等を伐採する場合は、周辺の縁の景観を断ち切らないようする。 斜面林等の樹木とのつながりを阻害しない配置・規模とする。 <p>配慮されていない状態</p> <p>樹木のつながりを阻害しない</p> <p>植栽で目隠しする</p> <p>配慮された状態</p>

(3)開発行為

景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮し、地域の景観構造を変えない造成計画とする。 	 <p>周辺の緑とのつながりに配慮した緑化を行う</p> <p>擁壁・法面は道路から後退した位置に設置する</p> <p>計画地内の樹林を保全・活用する</p> <p>自然の地形を活かした造成により、長大な擁壁・法面を生じさせない</p>
共通基準	 <p>周辺の緑とのつながりに配慮した緑化を行う</p> <p>擁壁・法面は道路から後退した位置に設置する</p> <p>計画地内の樹林を保全・活用する</p> <p>自然の地形を活かした造成により、長大な擁壁・法面を生じさせない</p>

(4)屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積

景観形成基準	
<ul style="list-style-type: none"> ・堆積にあたっては、整然と行い、高さは低く抑える。 ・出入口は、数・幅員を必要最小限に抑える。 ・周辺の景観に違和感を与えない壁等を設置したり、周囲の緑化を行う。 	 <p>出入口の数・幅員を抑える</p> <p>周囲を緑化する</p> <p>堆積の高さを低く抑える</p> <p>周辺と調和する壁等で遮へいする</p>
共通基準	

(5)木竹の植栽又は伐採

景観形成基準	
共通基準	<ul style="list-style-type: none"> 伐採の規模は、必要最小限に抑える。 周辺と一体となって良好な景観を形成している樹木・樹林等は、保全・活用を図る。 植栽は、周辺の緑とのつながりに配慮した樹種、配置とする。
個別基準	<p>里地景観ゾーン・成田国際空港景観周辺ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 斜面林等のスカイラインを形成する樹木・樹林等の伐採は控える。 飛行機からの眺めに配慮し、谷津の景観を形成する樹林の伐採は控える。

3. 色彩基準

(1)景観形成方針を踏まえた色彩の考え方

やすらぎのある里地景観の保全を目指します。色彩は、斜面林や水辺などの緑との調和と、地域の伝統色への調和に配慮します。

(2)色彩基準の一覧表(外壁と屋根面の使用可能な範囲)

色彩	部位	基調色(9割以上)		強調色(1割以下)	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系 (R、YR、Y)	外壁	2~9以下	4以下	2~9以下	14以下
	屋根	2~7以下	4以下		
寒色系他 (GY、G、BG、B、PB、P、RP)	外壁	2~9以下	2以下	1~9.5以下	—
	屋根	2~7以下	2以下		
無彩色 (N)	外壁	2~9以下	—	1~9.5以下	—
	屋根	2~7以下	—		—

(3)色彩基準の適用除外

- 安全性や文化財の保護など、他の法冷等に定めのある場合の色彩
- 伝統的素材や自然素材、着色を施していないガラス等 →漆喰、和瓦、石材、木材
- 地域で親しまれ重要な景観資源となっている建築物等 →文化財、歴史的な寺社
- 特定の地区などにおいて、独自の色彩基準を定めた場合 →景観形成重点地区等
- その他、市長が定めた場合